

会 議 要 旨

会 議 名 (審 議 会 等)	第 1 回南あわじ市文化財保護審議会 (門崎砲台跡の保存・活用)
事 務 局 (担 当 課)	南あわじ市教育委員会 社会教育課
開 催 日 時	令和 6 年 1 月 1 5 日 (月) 1 4 時 0 0 分 ~ 1 5 時 0 0 分
開 催 場 所	南あわじ市役所第 2 別館第 5 会議室
出席者	委 員 堀部るみ子、竹田俊道、正井良徳、小野昌一、前田拓也、木田徹、吉田文洋、 唐澤靖彦、坂井尚登、飛田俊紀、赤穂秀樹
	事 務 局 福田龍八 (教育次長) 山家光泰 (社会教育課長) 眞野匡史 (社会教育課副課長) 山崎裕司 (埋蔵文化財事務所調査員)
議 事	(1) 門崎砲台跡の現状と今後の方針 (2) 令和 6 年度砲台跡活用事業 ・発掘調査成果の活用と歴史遺産価値の啓発
議 事 要 旨	別紙のとおり

第1回南あわじ市文化財保護審議会 議事要旨

○ 議 事

(1) 門崎砲台跡の現状と今後の方針

- ・委員からの意見はなかった。異議もなく出席者11名のうち会長を除く10名の委員が賛成し承認される。

(2) 令和6年度砲台跡活用事業 (発掘調査成果の活用と歴史遺産価値の啓発)

- ・委員からは以下の意見が出たが、議事に対して異議はなく、出席者11名のうち会長を除く10名の賛成により承認される。
- ・活用事業に挙げられる項目が実施できれば非常に有難い。今後活用を考えるに当たり、精度の高い調査報告書の作成が必要であり、まずはそこに力を注ぐべきである。
- ・精度の高い調査報告書がなければ、ジオラマやレプリカは成り立たない。
- ・門崎砲台は鳴門要塞というひとつのユニットで考えて造られている。そのため、機能性がわかる展示があれば良いと思う。
- ・デジタル技術も先進的になっているため、CGやVRを活用していけば、より多くの人に体感してもらえるはずである。
- ・昨年、「歴史群像11月号」にて鳴門要塞の紹介をしたところ、翌月号の読者の感想コーナーで大きな反響があった。
- ・審議をはじめると際し、門崎砲台に絞って活用を考えるのか、鳴門要塞全体として考えていくのか、活用の方針を決めておく必要がある。
- ・切り出した砲台を復元するに当たり、元々あった近辺に設置できるかと言えば、サイクリングロードも新設されて場所は無いように思われる。
- ・行者ヶ嶽砲台がある、うずまちテラス付近の近畿遊歩道を再整備し、ビジターセンターを設置することで本砲台のみならず遺跡が残存しているところを散策路として活用できる。そこにガイドを付けて軍事的な視点だけでなく、周辺の自然や渦潮も生かした取り組みが考えられる。
- ・戦争遺跡であり若人の広場に持っていけばと思ったが、門崎砲台という名称もあることから、元にあった場所でデジタル技術を駆使した展示やジオラマの設置ができればと思う。
- ・観光や平和教育に活用していくことが大事である。また、切り取った一部の展示より復元したものを実感してもらおう。
- ・門崎砲台は市の所有であるが、県や国から補助を受けようとする場合、指定文化財かどうかは重要な要件であると考えられるため、県教委に指導してもらいながら取り組む必要がある。

南あわじ市文化財保護審議会 次第

日時 令和6年1月15日（月）
午後1時45分より

場所 南あわじ市役所第2別館
第5会議室

1. 委嘱状交付と委員紹介

2. 教育長あいさつ

3. 議 事

(1) 門崎砲台跡の現状と今後の方針

(2) 令和6年度砲台跡活用事業

・発掘調査成果の活用と歴史遺産価値の啓発

4. 閉 会

令和5年度 文化財保護審議会委員

役 職	氏 名
会 長	堀 部 るみ子
副 会 長	竹 田 俊 道
委 員	正 井 良 徳
委 員	小 野 昌 一
委 員	岡 崎 正 信
委 員	前 田 拓 也
委 員	関 口 功
委 員	木 田 徹
委 員	吉 田 文 洋

文化財保護審議会臨時委員

立命館大学文学部教授(軍事史、近代要塞築城史)	唐 澤 靖 彦
国土地理院・日本城郭史学会評議員・軍事史学会(軍事史)	坂 井 尚 登
淡路島観光協会南あわじ地区会長	飛 田 俊 紀
南あわじ市商工会長	赤 穂 秀 樹

○南あわじ市文化財保護審議会規則

平成17年1月11日

教育委員会規則第25号

改正 平成27年3月2日教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、南あわじ市文化財保護条例（平成17年南あわじ市条例第85号。以下「条例」という。）第39条第6項の規定に基づき、南あわじ市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、又はこれらの事項に関して南あわじ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に建議することができる。

- (1) 文化財の指定又は指定解除に関すること。
- (2) 無形文化財の保持者又は保存団体若しくは無形民俗文化財の保存関係者の認定又は認定解除に関すること。
- (3) 条例第13条（条例第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可又は指示に関すること。
- (4) 条例第17条（条例第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限又は禁止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項について専門的な知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干名を置く。

2 幹事は、教育委員会の職員のうちから教育長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年教育委員会規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

南あわじ市文化財保護審議会傍聴要領

令和6年1月15日

審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、南あわじ市文化財保護審議会規則第8条の規定に基づき、南あわじ市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、会長が指定する所定の席とする。

(傍聴の手続)

第3条 審査会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、審査会の会場毎に会長が定める。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(会議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、会議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、審査会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

(1) 門崎砲台跡の現状と今後の方針

① 門崎砲台跡の現状

【鳴門要塞について】

とさき ぎょうじゃがだけ ささやま
・門崎砲台・行者ヶ嶽砲台・笹山砲台
= 敵船を砲撃する。

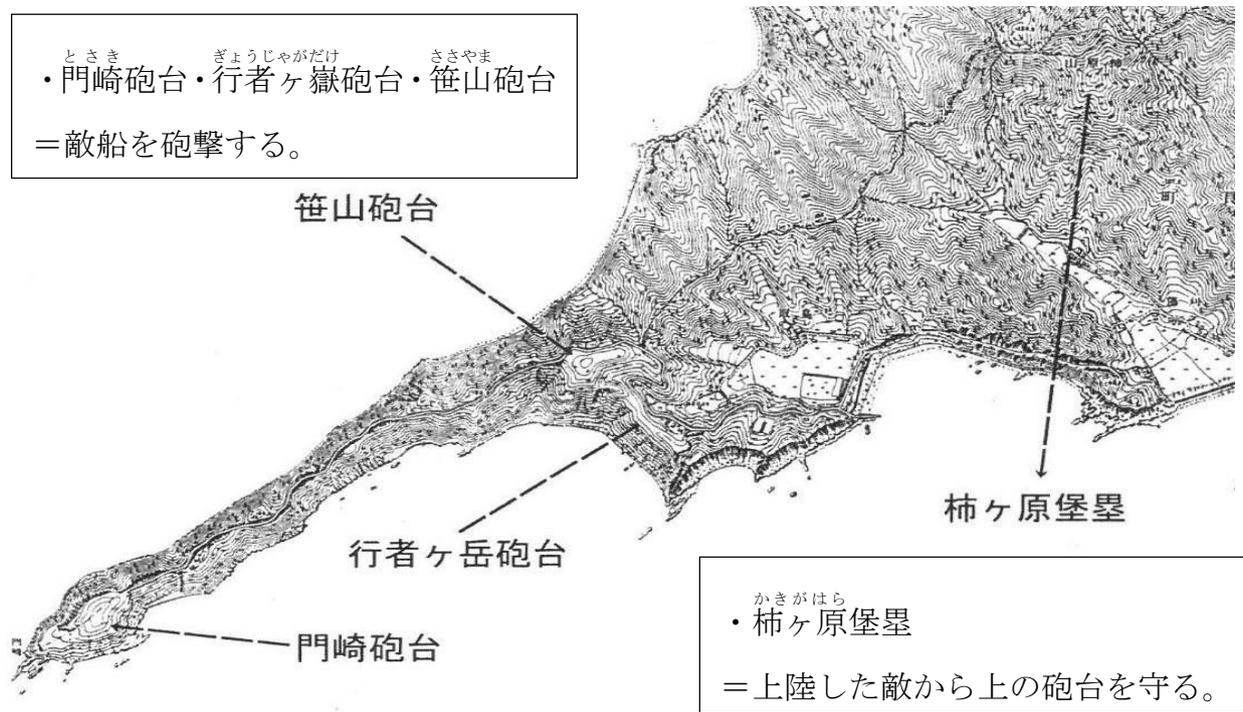


図2 明治32年陸地測量部測量「鳴門要塞近傍五号刈藻」の一部に加筆

行者ヶ嶽砲台



24cmカノン砲砲床



付属弾薬庫

柿ヶ原堡壘



・大鳴門橋記念館建設時に砲床等は消滅、周囲の石垣等が一部残る。また建物西に苅藻へ下る軍道が残る

【門崎砲台調査記録】



道の駅うずしお解体前



4/11 解体中に北側射撃口が出現



4/26 南側射撃口出現



6/6 砲台上の土の除去を開始



6/9 北側に埋まっていた砲側庫を発見



7/11 上の土の除去を終了、7/12ドローン撮影



8/18・19 現地説明会



8/9 文審視察、9/7 文審視察・建議書提出



- ・9/6 コンクリート強度試験 東側の天井と柱は鉄筋が錆び、コンクリートが剥落しており、老朽化が激しい
- ・西側の射撃口周辺は場所によるが比較的堅牢のため、西側を一部保存



- ・10/26 一部保存ワイヤーソーイング開始 場所により個体差があるが1m内外のブロックに切り出し



12/2 ワイヤソーイング切り出し終了



12/7 門崎と笹山の間仮置き場へ移動



移動後ブルーシートで梱包



砕石で保護して 12/18 仮置き終了

【大鳴門橋自転車道設置工事】

※ 別紙を参照下さい

- ・工事概要と道の駅うずしお完成イメージ図
- ・道の駅うずしお、自転車道の工事スケジュール

② 今後の方針

・審議会の建議書(抜粋)

今後、分かりやすい調査報告書の作成、AR技術の活用、建設時の状況を再現したジオラマ模型の作成などを行うことに加え、本砲台の解体過程において、コンクリート及びレンガ等の一部を採取し、科学的な分析調査や可能な範囲での部分的な復元を行い展示する等により、今回の発掘調査による記録保存で得られた緻密なデータを最大限に活かし、門崎砲台の歴史遺産としての価値を啓発し活用するとともに、後世に継承することが望ましい。

・教育委員会の方針(抜粋)

今後の検討により、分析、復元、展示等に有効に活用します。また、残存するコンクリート及びレンガ等の一部を採取し、科学的調査による分析や実物展示に活用します。加えて、発掘調査の成果を活用し、仮想現実による砲台の規模感の再現やジオラマ模型等による形状の再現を行い、適切に展示します。今後の検討を通じ、適切な保存・普及促進措置を実施します。

(2) 令和6年度砲台跡活用事業

① 発掘調査成果の活用と歴史遺産価値の啓発

1. 門崎砲台をわかりやすく解説したパンフレットの作成
2. 発掘調査報告書の作成
(記録保存の成果や科学分析の結果を公開する)
3. 市内の戦争遺跡について講演会やフィールドワーク等を実施
(平和を考える遺跡として啓発を行う)
4. 砲台の規模感を目で見えて理解できる形に再現するため、デジタル技術を活用
(ARやCG技術の活用)
5. QRコードで読み込みができる看板の設置
6. 一部保存を行った砲台の展示公開の計画を策定
(先進地視察を含む)
7. 調査報告書に基づく、ジオラマやレプリカの作成

② 専門家の意見

○ デジタル活用

- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館には、VR等の様々な展示方法があり、来館者に体感させる施設となっているので参考にしてみてもどうか。
- ・VRやAR等については、海峡の方からズームして大砲が見え、後方に回って大砲の配置状況まで見えるものが良いと思う。また、スペース等を考慮しないのであれば、現場近くでの展示が良いと思われる。
- ・スマホやVRを活用した映像化に賛成。
- ・メタバースかVR、新しい道の駅か科学館につくる方法も良いと思う。

○ レプリカ

- ・例えば、10分の1程のレプリカを作成してイメージ化を図る場合でも、精度の低いものだと意味がない。きちんと考証であるとか調査した形で、もとの形状に近い再現であれば非常に意味があると思う。
- ・切り取った遺構を組み立てて、門崎にもってくるのが理想だがいろんな条件で難しいと思われるため、極力大きいレプリカをFRPで作ればそんなにお金はかからないと思う。
- ・レプリカで復元する際、現出している姿と、もともとあった軍事施設としてカモフラージュされた姿と、どちらもあれば望ましい。また、南側手のドームは無い状態での復元でかまわないと思う。
- ・ドームの中には模型で240ミリのカノン砲やレンガ造りの弾薬庫もあればなお良いとは思いますが、予算もあり難しいと思う。
- ・スペースの制約を考えれば、カモフラージュされた姿を復元して、内側の状況についても、植栽や土砂を除いたものをそばにおくという形もあると思う。
- ・断面を見れば、コンクリートが層として重なっている様子がわかる。千代ヶ崎砲台にもあるのでぜひ見てほしい。
- ・とにかく必要なのは、穹窿砲台全体のレプリカ。まず一番大事なものは何かと考えて、色々な付属している物の展示については重要度を精査して、だんだん切っていく形になると思う。
- ・レプリカも金の無駄なのでやめた方がよい。
- ・レプリカを作るにしてもあまり費用をかけてするものではないと思う。

○ ジオラマ

・ジオラマ模型については、遺構のそばにそういった施設が造られればよいが、様々な制約を考慮しなければいけない。大きさ的には一畳分くらいで対岸の鳴門側まで収まるようなものが良いと思う。

・いつの時代の砲台を復元するかという点について、ジオラマは最終状態のもの、展示の中でだんだんこういう姿に変わっていったというのが理解できればいいと思う。

・誰が見ても立体的に理解できるジオラマ展示が望ましい。集客力のある最南端辺りで最適な場所があればなお良い。

○ 展示

・ジオラマ模型やバーチャルリアリティによる砲台の規模感の再現、最終的に資料館が併設されるかは市の予算次第である。

・希望としては、全体の鳴門要塞というものが立体的に理解してもらえるような形での展示に動いてもらえると、より市民の方々への理解が得られると思う。

・先人たちが明治時代いかに様々な配慮をしながら要塞を作っていたかということが分かるため、そのような形で展示してほしい。

・実際に置かれていた場所から離れてしまうため、体験することはできない。そのため、ジオラマ模型や仮想現実で、ある程度経験や実感できるものが必要であると思う。

・ビクターセンターにVR、AR、ジオラマを置いても良いと思う。その際には環境省も賛成するであろう。

大鳴門橋自転車道設置工事

工事概要

工事場所	自) 兵庫県南あわじ市福良丙 至) 徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池
工事内容	大鳴門橋に自転車道の設置を行うもの ・ 鋼構造物の詳細設計 1 式 ・ 鋼構造物の製作・輸送・架設 約 1,300 t ・ 鋼構造物の防錆 約 33,000 m ² ・ 橋面工 約 5,400 m ² ・ 橋梁付属物工 1 式 ・ 1 A アプローチ橋 1 橋
発注者	本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター所長

スケジュール

入札公告	令和5年11月21日
開札	令和6年 3月15日
工期	工事の始期日から1,155日間(約39か月) ※事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事。ただし、令和6年7月18日(工事開始期限)までに工事を開始することとする。

